

港区会計年度任用職員（消費生活相談員）募集案内

令和 8 年 6 月 2 5 日

港区産業・地域振興支援部産業振興課

項目	内容
職名	消費生活相談員
採用予定数	1 名
任用期間	令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらずに再度任用される可能性があります。
勤務場所	産業・地域振興支援部産業振興課消費者センター (港区芝浦 1 - 1 6 - 1 みなとパーク芝浦 2 階)
職務内容	消費生活に関する相談業務及び啓発活動
応募資格	次のいずれかの資格を有する人。 ・ 消費生活相談員(国家資格) ・ 消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター付与) ・ 消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会付与) ・ 消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会付与) ※ 受験日当日に地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。
勤務日数	週 4 日
勤務時間	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ※ 公務のため、必要となる場合は超過勤務となる場合があります。
休憩時間	1 時間
休日	日曜日、祝日、年末年始の休日（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日） 所属長が別に定める日
報酬額	月額 2 3 7, 0 7 4 円（地域手当相当分を含む） ※ 特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額が増減する場合があります。
手当等	・ 通勤手当相当分を別途支給（上限 150,000 円/月） ・ 期末勤勉手当（ボーナス・賞与）の支給あり
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入有
休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇、育児・介護のための休暇・休業等（付与・取得要件あり）

<p>応募方法等</p>	<p>1. 応募方法</p> <p>下記提出書類を産業・地域振興支援部産業振興課消費者センターまで郵送又は持参してください。</p> <p>※電子申請（LoGo フォーム）による申請も受け付けています。申請を希望する場合は、港区ホームページ内のリンクから申請をお願いします。</p> <p><u>郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。</u></p> <p>※ 提出書類は、採用選考に関連する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。</p> <p>※ 提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。</p> <p>2. 提出書類（港区ホームページからダウンロードできます。※（１）（２））</p> <p>（１）港区会計年度任用職員採用選考申込書（必要事項を記入・写真を貼付してください。）</p> <p>（２）小論文</p> <p>※ テーマは以下のとおりです。①・②のどちらかを選択して記載してください。</p> <p>①「デジタル化の進展等、複雑化・多様化する昨今の消費者問題の現状を踏まえ、消費生活相談にどのように対応していくか述べてください。」</p> <p>②「対応困難な相談もある中、消費生活相談員に求められる基本的な姿勢について、あなたの考えを具体的に述べてください。」</p> <p>※小論文解答用紙に1，200字程度で作成。</p> <p>（３）応募資格を有することが確認できる書面の写し</p> <p>（４）返信用封筒</p> <p>※ 返信先を記載して、110円切手を貼付したもの</p> <p>※ 電子申請の場合は不要</p> <p>3. 申込受付期間</p> <p>令和8年7月15日（水）から令和8年7月28日（火）午後5時まで（必着）</p>
<p>選考方法</p>	<p>1. 第一次選考</p> <p>書類選考（所定の提出書類により書類選考を行います。）</p> <p>※ 合否にかかわらず、結果通知を発送します。</p> <p>2. 第二次選考</p> <p>面接</p>

	<p>(1) 選考日時 令和8年8月24日(月) 予定</p> <p>(2) 選考会場 消費者センター</p> <p>(3) 合格発表 令和8年8月下旬頃を予定(詳細は、第二次選考当日に説明します。)</p>
申込及び 問合せ先	〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦2階 港区産業・地域振興支援部産業振興課消費者センター 03-3456-4159